

# 口座解約依頼書

## Application Form for Account Closure

香港上海銀行あて

弊行は英国ロンドンに本部を置くHSBCグループの母体行です

To The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited

A founding member of HSBC Group, Headquartered in London

お申込日付  
Date

西暦 年 YYYY / 月 MM / 日 DD  
/ /

受付支店名  
Branch Name

Please leave this column blank  
記入不要

支店 Branch

お客様番号  
Customer Number

お名前  
Customer Name

様

### ➤ 口座解約、サービス解約届 Application for Account Closure or Service Termination

解約をお届出になる口座、サービスにチェック印をお願いします。

Please put a tick in the box below to indicate which Account or Service to be closed or terminated.

HSBCプレミア・アカウント全てのお取引 All Accounts and Service of HSBC Premier Account

#### ❖ 円普通預金口座 Yen Savings Account

キャッシュカード ATM Card

キャッシュカード破棄届 ATM Card Destroyed Report

I have received, read and accept the Terms and Conditions for HSBC Premier ATM Card, and hereby report that I have destroyed my ATM Card (s).

私は、別紙HSBCプレミア インターナショナル・キャッシュカード規定に同意の上、キャッシュカード破棄を届け出ます。

カード発行通番 Issuance Number

マルチカレンシー普通預金口座 Multi-Currency Savings Account

Please leave this section blank for account closure

投資信託総合口座 Investment Trust Account

口座解約のため記入不要

その他 Other ( )

その他 Other ( )

理由 Reason

私は、別紙HSBCプレミア・アカウント一般取引規約同意の上、上記内容の手続きを依頼します。

I have received, read and accept the HSBC Premier Account General Agreement, and hereby submit the transaction request as stated above.

ご署名またはご捺印 Customer's Signature or Seal

銀行使用欄 For Bank Use Only

S.V.	HFE	OD	ATM	Auth	Scan
Credit Card	UT balance	UT Dividend	Insurance	Mortgage	TMD

FMBP0013\_SET  
保存・解約後:3Y  
201209

Customer Number
OPR Date

**少額残高放棄確認書**  
**Confirmation of Balance Renouncement**

香港上海銀行(ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド)あて  
To: The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited

口座解約手続の完了後、その残高については少額につき送金の必要はなく、私は当該残高に係る一切の権利を放棄します。

Upon completion of my account closure, I hereby request to renounce the remaining small balance.

以上

日付 Date
口座番号 Account Number
お名前 Name
ご登録のご署名またはご捺印 Customer's Registered Signature or Seal

**特定口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 特定口座廃止届出書  
兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 兼 同口座内配当等受入終了届出書**

香港上海銀行 御中

ご依頼日：西暦 年 月 日

ご住所	〒 (ふりがな)	電話番号 ( ) - ( ) - ( )
お名前	(ふりがな)	ご登録のご署名またはご捺印
営業所の所在地・名称	東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビルディング	
お客様番号		生年月日 年 月 日

●一般口座を開設されている方が特定口座を開設

(投資信託口座を未開設の方、特定口座のいわゆる「みなし廃止」に該当される方はそれぞれ所定の書面をご使用ください。)

一般口座をお持ちの方または出国口座をお持ちで帰国された方が特定口座を開設される場合、以下の□にチェックをお入れください。

- 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第6項の規定により、この旨届出ます。[特定口座に設ける勘定:特定保管勘定]  
※本人確認書類(運転免許証両面のコピー、パスポートの写真・名前・住所記載ページのコピー等)を添えてご提出ください。  
※一般口座に投資信託残高がある場合、特定口座への変更はできません。

続いて「●源泉徴収等の選択・変更」についても該当箇所に、チェックをお入れください。

●源泉徴収等の選択・変更

※源泉徴収および配当等の受入の選択は、換金による損益発生または分配金等の受入れを行った後にはその年度内で変更を承ることは出来ません。(年度内とは当行システム入力ベースです。)その場合は、来年度からの変更となります。

※現在の住所と年初居住住所(今年1月1日時点の住所)とが異なる場合は、年初住所をご記入ください。ただし、同一都道府県内で異動の場合は記入不要です。また年初の住所が海外の場合、本年度は変更できません。

〒

【源泉徴収を選択する場合】 ※配当等の受入について2つの選択肢のうち、いずれかにチェックをお入れください。

- 源泉徴収選択口座内配当等の受入開始を選択(特定口座内での譲渡損益及び分配金に係る課税金を考慮)  
租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けたいのでこの旨届出ます。私は貴行が取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同第2項の規定に基づきこの旨を届出ます。なお、この届出は私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出がない限り、引き続き提出があったものとして取扱ってください。[特定口座に設ける勘定:特定保管勘定]
- 源泉徴収選択口座内配当等の受入は選択しない、または受入の選択を終了(「受入を選択」から「受入を選択しない」に変更):(特定口座内での譲渡損益は通算、分配金に係る源泉徴収税は考慮しない)  
源泉徴収選択口座内配当等の受入を選択しない場合:租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けたいのでこの旨届出ます。租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用は受けません。[特定口座に設ける勘定:特定保管勘定]  
源泉徴収選択口座内配当等の受入の選択を終了する場合:私は貴行が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめ、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けることを取りやめたいので同第3項の規定に基づきこの旨を届け出ます。[特定口座に設ける勘定:特定保管勘定]

【源泉徴収を選択しない場合】 ※該当する方にチェックをお入れください。

- 特定口座を開設するに際し、租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けません。
- 「源泉徴収を選択」から「源泉徴収を選択しない」に変更:租税特別措置法第37条の11の4第1項の適用を受けることを取りやめたいので、この旨届出ます。私は貴行が取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを選択している場合、これをやめることを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けることを取りやめたいので、同法第3項の規定に基づきこの旨を届出ます。

●特定口座の廃止(特定口座から一般口座への変更)

- 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定により、この旨届出ます。[廃止する勘定:特定保管勘定] 当該特定口座について該当する項目をチェックしてください。
- 租税特別措置法第37条の11の4第1項および租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けていました。(源泉徴収選択、かつ配当等受入の場合)
- 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けていましたが、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用は受けませんでした。(源泉徴収選択、配当等受入なしの場合)
- 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けていませんでした。(源泉徴収選択 なしの場合)
- ※当行では、一般口座と特定口座の両方を開設することはできません。

銀行使用欄

受入開始日	年 月 日	受入終了日	年 月 日
備考		BR:SV	BR:Check
		SD:Bestway	SD:OPE